

第198回通常国会において採択された「精神障害者の交通運賃に関する請願」について

請願要旨

憲法第十四条は法のもとの平等をうたい、国連の障害者権利条約第四条は「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」と明記している。障害者基本法が改正され、精神障害者も障害者と規定された。「障害者差別解消法」は差別の解消を宣言している。障害者が移動をする際に公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっているが、現在、身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者は除外されている。国においては、憲法、条約、国内法の理念や条文、また、三障害一元化の趣旨を踏まえて、JRその他の鉄道、航空機、旅客船及びタクシーの各運賃、高速道路その他の有料道路の通行料金にかかわる交通運賃割引制度を精神障害者にも適用されるよう適切な措置を講じることを強く求める。

については、精神障害者も身体、知的障害者と同等にJRなど交通運賃割引制度の適用対象にされたい。